

消毒用アルコールの貯蔵に係る運用について

消毒用アルコールは、アルコールの濃度が60%以上（重量%）の製品が危険物に該当します。

危険物に該当する消毒用アルコールは、消防法では**第四類・アルコール類**に分類され、消防法または火災予防条例により、**その数量に応じて**消防署へ許可申請または届出が必要となります。

★ **消毒用アルコール（第四類・アルコール類）を貯蔵・取扱う場合**
消防法または火災予防条例の手続きを整理したものが下の表です。

貯蔵・取扱う数量	届出・許可申請の有無
80L未満	必要はありません
80L以上400L未満	少量危険物貯蔵取扱所 として届出が必要です
400L以上	許可申請 が必要です

★ 火災予防条例で定めている**位置・構造・設備の基準を満たす**必要があります。

★ **消毒用アルコールの貯蔵について、一定の条件を満たせば、位置・構造・設備の基準の一部**〔屋外：排水溝や柵等の設置、周囲に2m以上の空地、地盤面の構造規制等〕〔屋内：室内や床の構造規制及び防火設備、可燃性蒸気排出設備等〕**を緩和することができます。**

【条件】

- 消毒用アルコールは、未開封の状態での貯蔵する（他の容器への詰め替えは行わない。）。
- 消毒用アルコールの容器の最大容積は、1L以下。
- 鋼板で造られた箱又は戸棚等内で貯蔵する（消毒用アルコール専用）。
- 箱等が設置される場所が屋内の場合、当該場所は、貯蔵するために必要な採光、照明及び換気が確保されている。

事務室で使用されている扉付きのスチール製ロッカーのような什器も可能です。

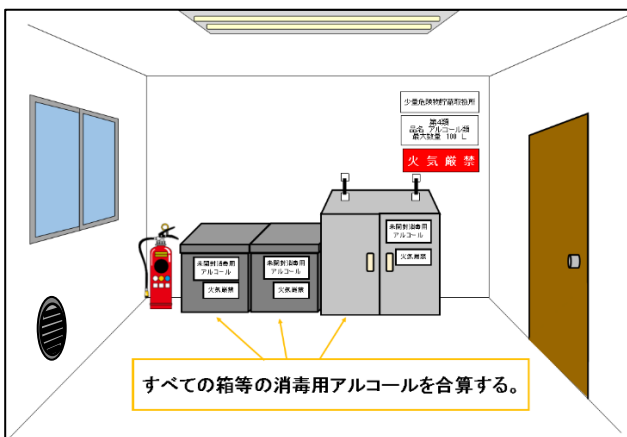


図1 建築物の一室に貯蔵する場合の例



図2 屋外に設置されている倉庫内に貯蔵する場合の例